

お知らせ
INFORMATION



伊賀市役所
Iga City Office

**土地・家屋価格等
縦覧帳簿を縦覧します**

本庁税務課

市では、皆さんが所有している固定資産の状況や価格などを確認していただくため「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧期間を設けます。

この期間中は、伊賀市で土地と家屋それぞれに固定資産税が課税されている方に限り土地または家屋のそれぞれに評価額等を縦覧帳簿により縦覧することができます。

借地人・借家人についても、使用または収益の対象となる部分についてのみ、土地・家屋台帳の閲覧および記載事項証明の請求ができます。

なお、縦覧期間中は通常の土地登記所有者簿の閲覧は休

今月の納税

国民健康保険税(10期)

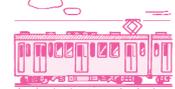
納期限
3月31日(金)

納期限までに納めましょう

申告等で国民健康保険税納付額をお知りになりたい場合は、本庁税務課・各支所税務室(係)へお問い合わせください。



**JR関西本線・近鉄伊賀線など
公共交通機関をご利用ください**



公共交通機関は地域の皆様の重要な交通手段です。運行確保や利便性を向上させるためには、公共交通機関を積極的に利用し、さらに利用率を向上させていくことが重要です。

また、そのことが省エネルギーや地球にやさしいライフスタイルの実践にもつながります。

皆様の積極的なご利用をお願いいたします。

近鉄伊賀線利用促進に関する標語
伊賀線に 乗ってしみじみ 伊賀線の良さ

【問い合わせ】
本庁企画調整課 ☎22-9621

止させていただきます。
また、平成18年度は3年に一度の評価替の年に当たり、税制改正も予定されていますので、納税通知書、固定資産課税台帳をご確認ください。

【縦覧期間】

4月3日(月)～5月1日(月)
(土・日曜日、祝日は除く)
午前8時30分～
午後5時15分

【場所】

▼本庁税務課資産税係
(伊賀市全域縦覧)
▼各支所税務担当課
(支所管轄範囲のみ縦覧可)
【縦覧に必要なもの】
▼所有者本人の場合
印鑑
▼代理人の場合
委任状と代理人の印鑑

▼借地・借家人の場合
印鑑と賃貸借契約書

【問い合わせ】
本庁税務課資産税係
☎22・9614

健康教室を開催します

上野総合市民病院

【とき】
4月9日(日) 午前10時～

【ところ】
市民病院新館1階会議室

【演題】
「心肺蘇生について」
*AED(自動体外式除細動器)の講習も行います。

【講師】
循環器科部長 水野 修
【参加費】 無料
【問い合わせ】
市民病院庶務課
☎24・1111

地域安全コーナー
伊賀警察署だより

**子どもたちの
被害防止について**



春は、子どもたちがそれぞれ、希望や不安を胸に新しい門出をする季節です。

子どもたちを交通事故や、犯罪から守るために、前もって通学路にある道路の渡り方を確認したり、危険箇所を点検したりしておきましょう。

また、子どもの周囲をウロウロしている不審な人を見かけたり、子どもが一人で暗く

- 知らない人にはついて行かない。
 - 怖いときには大きな声で助けを呼ぶ。
 - 暗くなるまで遊ばない。
 - もしも、子どもたちが危険な目に遭った、遭いそうになった場合は、一刻も早く最寄りの警察署などに相談してください。
- なるまで遊んでいたら、子どもに声をかけるなどして注意を払いましょう。
- また、子どもには次のことを守らせましょう。
- 外に遊びに行く時は、行き先や誰と一緒に、また、帰る時間などを家の人に言うて行く。
- 伊賀警察署 ☎21・0110
名張警察署 ☎62・0110

軽自動車・原付の 廃車・名義変更は お早めに！

本庁税務課

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。そのため、4月2日以降の所有者は、年度の途中で廃車や名義変更をしても、一年分の税額を納めていただくこととなります。

こうしたことから、毎年3月末には廃車や名義変更の手続きが集中します。すでに、廃車や売買を完了されている方は早めに手続きを済ませるようになさってください。

また、販売業者等に廃車手続きを依頼して、ナンバーごと車両を引き渡した方は、廃車手続きが完了しているか、再度車両を引き渡した販売業者等にお確かめください。

【廃車・名義変更】

▼軽自動車・小型自動二輪

伊賀市家用自動車協会まで
伊賀市勤労者福祉会館(旧労働会館)西側(上野丸之内)

☎21・0280

※必要な書類等は、車種や手続き内容によって異なりますので必ず事前にお問い合わせください。

▼原動機付自転車・小型特殊自動車(農耕作業用自動車)

市役所各支所税務担当課
【持参していただくもの】

▼廃車の場合

印鑑・ナンバープレート・
標識交付証明書

▼名義変更の場合

両者の印鑑・標識交付証明書

【減免について】

身体障害者手帳や療育手帳等の所持者で、軽自動車税の減免を受けようとする方は、納税通知書が届いてから納期限7日前までに、減免申請書を添付の上申請してください。

※この申請は現在、減免を受けられている方も、引き続き減免を受けようとする場合は毎年提出が必要となります。

【減免申請・問い合わせ】

本庁税務課市民税係

☎22・9613

チャイルドシート

購入費補助制度を 廃止します

本庁市民生活課

平成12年の道路交通法改正によりチャイルドシートの着用が義務付けられたことから、チャイルドシートの普及を目的として購入に対する補助制度を設けてきました。改正から5年が経過し、チャイルドシートの着用が定着したため、チャイルドシート購入の補助制度を平成18年3月31日をもって廃止します。ただし、平成18年3月31日までに購入された方は、購入日から2年以内に限り、補助金の申請をしていただくことができます。

ら、チャイルドシートの普及を目的として購入に対する補助制度を設けてきました。改正から5年が経過し、チャイルドシートの着用が定着したため、チャイルドシート購入の補助制度を平成18年3月31日をもって廃止します。ただし、平成18年3月31日までに購入された方は、購入日から2年以内に限り、補助金の申請をしていただくことができます。

【補助金額】 5000円

※購入費が5000円未満の場合は購入金額(千円未満切り捨て)

【対象者】

平成16年11月1日以降に出生した乳幼児の保護者

【申請方法】

次の書類を各支所生活環境課へ提出をしてください。

①チャイルドシート購入費補助金申請書

②購入時の領収書および品質保証書の写し等、チャイルドシートの製造元、品名、規格等が確認できるもの

③申請者の市税完納証明書

(3000円)

【問い合わせ】

本庁市民生活課

市民活動推進係

☎22・9639

住民基本台帳の 閲覧を制限します

—平成18年3月1日から—



■閲覧できる場合

- 国、地方公共団体が請求する場合
- 報道機関や調査機関が世論調査等を理由に請求する場合で、公益性が高いと認められる場合
- 報道機関の場合、社団法人日本新聞協会または日本民間放送連盟に加盟する事業者もしくは日本放送協会である必要があります。
- 市場調査の場合、財団法人日本世論調査協会または社団法人日本マーケティング・リサーチ協会に加盟しており、かつ、プライバシーマークの認定を受けている必要があります。
- 学術研究機関が学術調査を理由に請求する場合で、公益性が高いと認められる場合
- 学術研究機関の場合、大学や公的機関が設置した学術研究機関等である必要があります。
- その他市長が公益上必要であると認めた場合

【問い合わせ】

本庁市民生活課

戸籍記録係

☎22・9645

住民基本台帳の閲覧制度については、個人情報保護の観点から、見直しを求める意見が寄せられておりました。これにより総務省では「住民基本台帳の閲覧制度」のあり方に関する検討会を設置し、平成17年10月に制度を大幅に見直しすることとする報告がなされました。伊賀市では、今後見込まれる新たな閲覧制度が確立されるまでの間の緊急的対応として、右記の検討会の報告に基づき、平成18年3月から公益上必要であると認められるもの以外の閲覧を認めないこととします。